第二十二条の十一第四項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　施行令第三十九条の十七第三項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人は、次に掲げる外国法人とする。

一　その議決権の総数に対する判定対象外国金融持株会社（施行令第三十九条の十七第三項各号に掲げる部分対象外国関係会社に該当するかどうかを判定しようとする部分対象外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）が有する議決権の数の割合が百分の四十以上である外国法人で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ　その議決権の総数に対する次に掲げる議決権の数の合計数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　判定対象外国金融持株会社が有する議決権

(2)　判定対象外国金融持株会社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該判定対象外国金融持株会社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が有する議決権

(3)　判定対象外国金融持株会社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権

ロ　外国法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該外国法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1)　判定対象外国金融持株会社の法人税法第二条第十五号に規定する役員

(2)　判定対象外国金融持株会社の使用人

(3)　(1)又は(2)に掲げる者であつた者

ハ　判定対象外国金融持株会社が外国法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　外国法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する判定対象外国金融持株会社が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（当該判定対象外国金融持株会社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他判定対象外国金融持株会社が外国法人の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

二　その議決権の総数に対する判定対象外国金融持株会社が有する議決権の数の割合が百分の四十九以上である外国法人で、次に掲げる要件の全てに該当するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　判定対象外国金融持株会社が外国法人の本店所在地国の法令又は慣行により有することができる最高限度の数の議決権を有していること。

ロ　判定対象外国金融持株会社が外国法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

9　前項の規定は、施行令第三十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について準用する。この場合において、前項中「判定対象外国金融持株会社」とあるのは「判定対象特定中間持株会社」と、「第三十九条の十七第三項各号に掲げる部分対象外国関係会社」とあるのは「第三十九条の十七第九項に規定する特定中間持株会社」と、「部分対象外国関係会社を」とあるのは「外国関係会社（法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）を」と読み替えるものとする。

第二十二条の十一第三項の次に次の三項を加える。

4　施行令第三十九条の十五第一項第四号ロに規定する財務省令で定めるものは、租税に関する相互行政支援に関する条約及び税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約とする。

5　施行令第三十九条の十五第一項第五号イに規定する財務省令で定める者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号若しくは第六十八条の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る部分対象外国関係会社（法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第八項第一号において同じ。）とする。

6　施行令第三十九条の十五第一項第五号ニ(4)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の十五第一項第五号ニ(3)に規定する組織再編成の内容及び実施時期

二　その他参考となるべき事項

第二十二条の十一に次の一項を加える。

27　第十三項第一号、第十四項及び前項に規定する電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第二十二条の十一の二第十一項中「その他の」を「その他」に改め、同項第六号ロ中「第三十九条の二十の二第五項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「前条第十三項及び第十四項」を「前条第十九項及び第二十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「前条第六項」を「前条第十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三十九条の二十の四第十項及び第二十項」を「第三十九条の二十の四第十二項及び第二十二項」に、「第三十九条の十七の三第十四項」を「第三十九条の十七の三第十六項」に、「前条第七項から第九項まで」を「前条第十三項から第十五項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前条第十三項及び第十四項」を「前条第十九項及び第二十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前条第十一項及び第十二項」を「前条第十七項及び第十八項」に、「同条第十一項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第七項から第九項まで」を「前条第十三項から第十五項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第六項」を「前条第十二項」に、「第六十六条の九の二第六項各号列記以外の部分」を「第六十六条の九の二第二項第七号」に、「いう」を「いい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第五項」を「前条第十項」に、「第三十九条の二十の四第二項」を「第三十九条の二十の四第四項」に、「第三十九条の十七の三第四項」を「第三十九条の十七の三第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前条第十一項の規定は、施行令第三十九条の二十の四第七項において準用する施行令第三十九条の十七の三第九項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

第二十二条の十一の二第一項中「前条第四項」を「前条第七項」に、「第三十九条の二十の三第十二項」を「第三十九条の二十の三第十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前条第八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第十五項において準用する施行令第三十九条の十七第三項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、前条第九項の規定は施行令第三十九条の二十の三第十五項において準用する施行令第三十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。

第二十二条の十五の見出しを「特定の医療法人の法人税率の特例」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第三十九条の二十五第一項第五号イの取引の記録及び帳簿書類の保存は、法人税法施行規則第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

第二十二条の十八の四第五項及び第六項並びに第二十二条の十九第九項及び第十項を削る。

第二十二条の十九の二第一項中「第六十七条の十六第二項」を「第六十七条の十六第四項」に、「第四十一条の二十一第三項」を「第四十一条の二十一第五項」に、「第四十一条の二十一第六項」を「第四十一条の二十一第八項」に、「第四十一条の二十一第七項」を「第四十一条の二十一第九項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第六十七条の十六第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十二条の十第一項及び第二十二条の十の六第三項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六第一項の規定並びに」とする。